

認 定 書

国住指第5635号
平成14年5月31日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号（間仕切壁（非耐力壁）：45分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

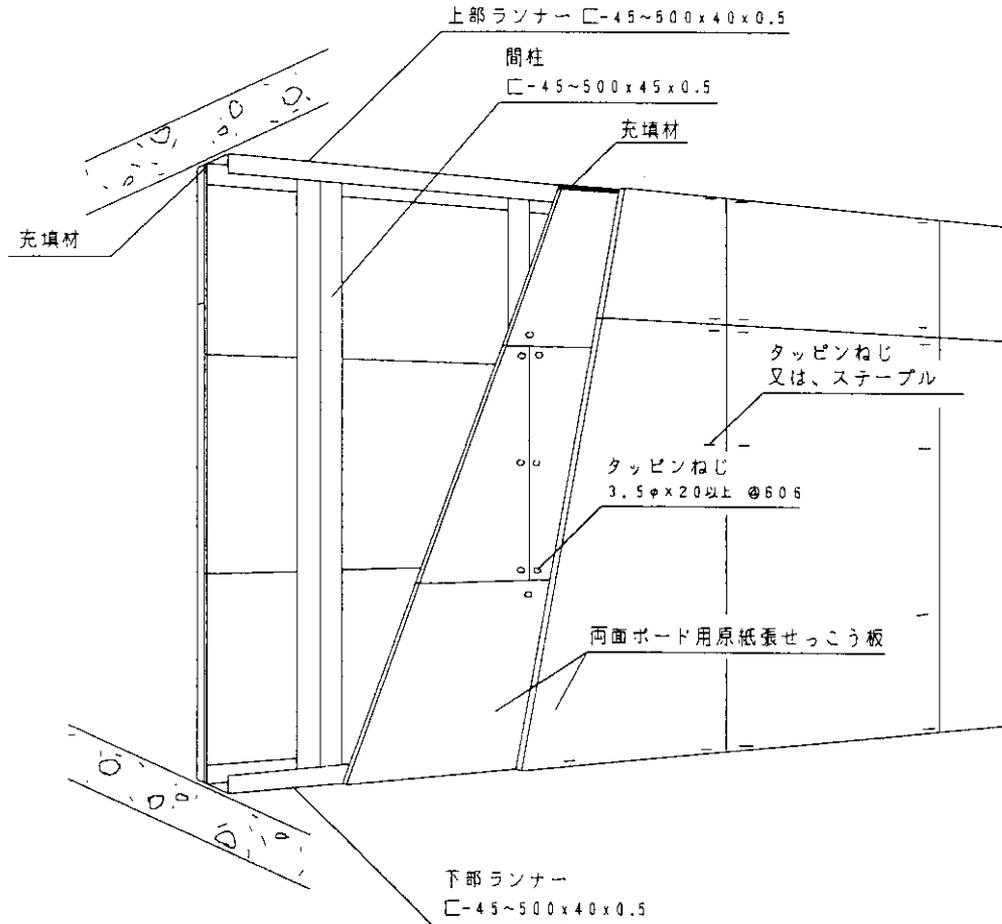
1. 認定番号
QF045NP-9043
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
両面ボード用原紙張せっこう板重張／軽量鉄骨下地間仕切壁
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(別添)

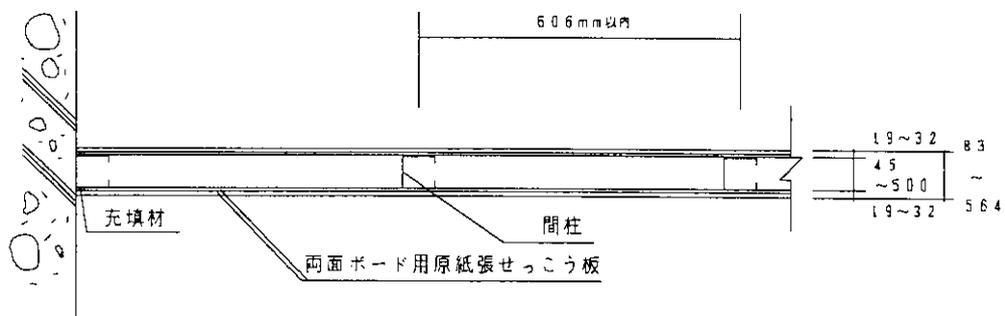
認定番号	QF045NP-9043	認定年月日：平成 14 年 5 月 31 日
品 目 名	両面ボード用原紙張せっこう板重張 ／軽量鉄骨下地間仕切壁	申請者名：吉 野 石 膏 (株) 東京都千代田区丸の内 3-3-1 (新東京ビル内)

1. 部分、防火性能の区分 不燃下地防火構造
2. 試験機関名 (財)ベターリビング 受託番号 第930695号
3. 構造説明図 (単位 mm)

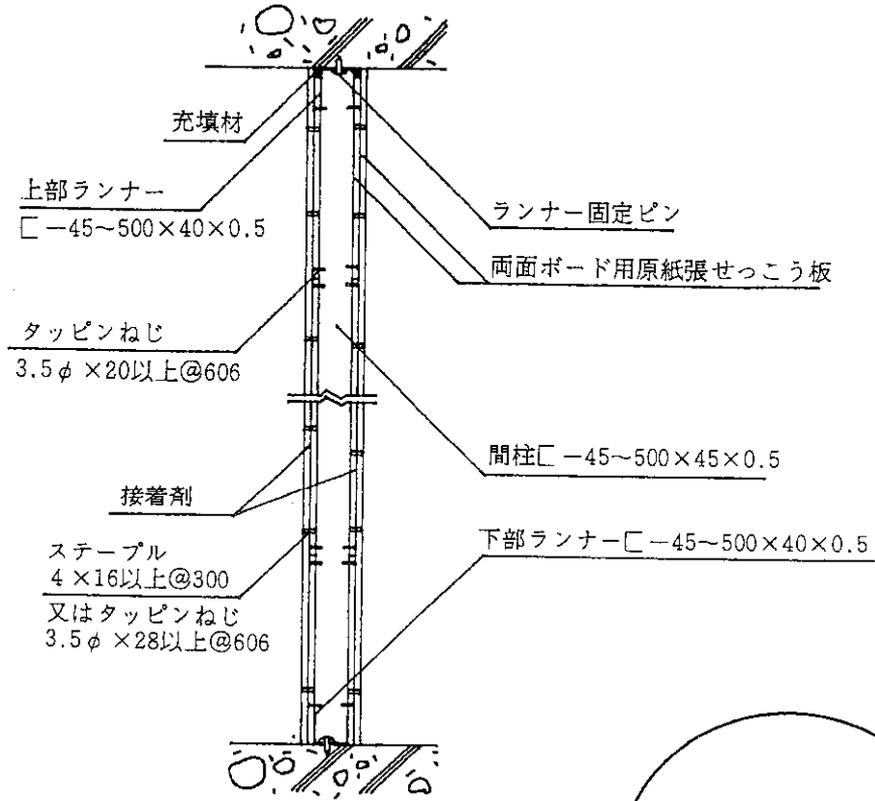
(1) グラスウール等を充填しない場合



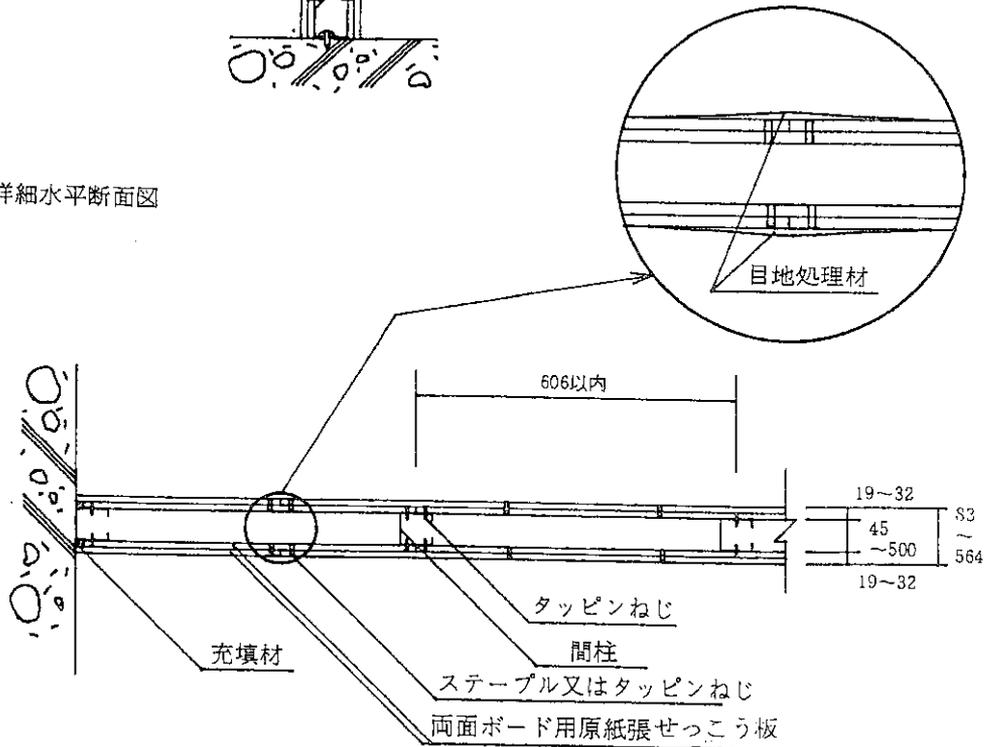
水平断面図



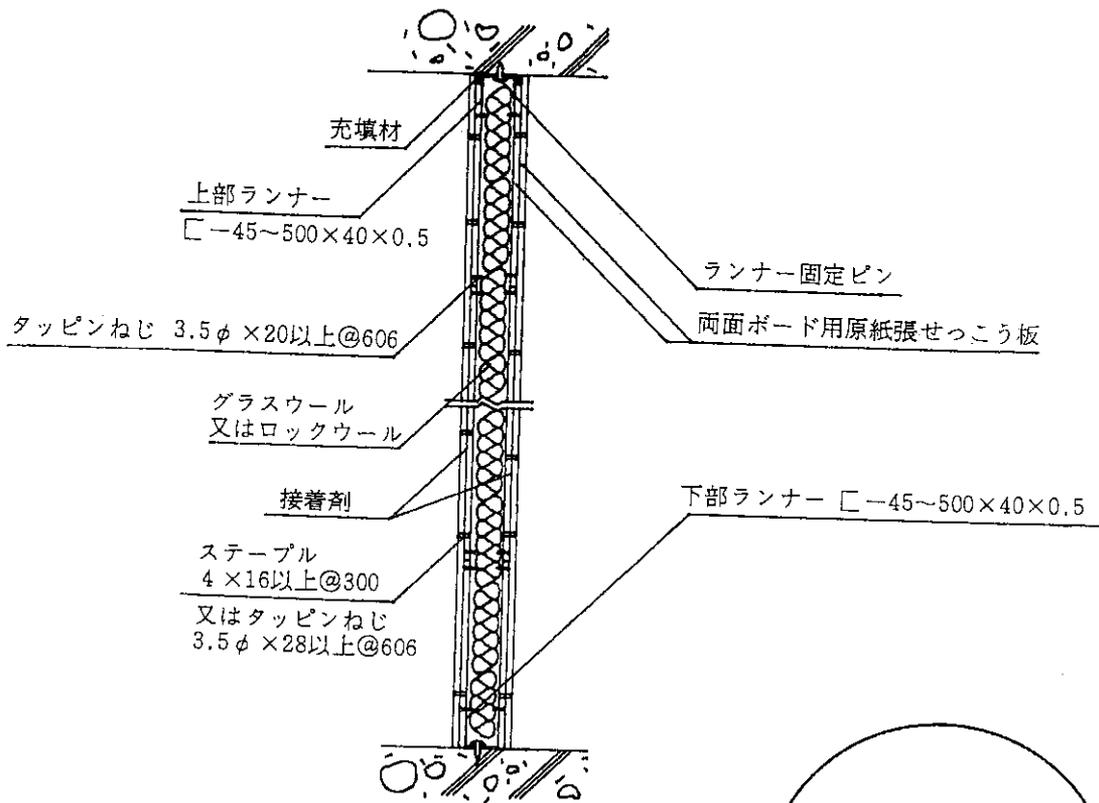
垂直断面図



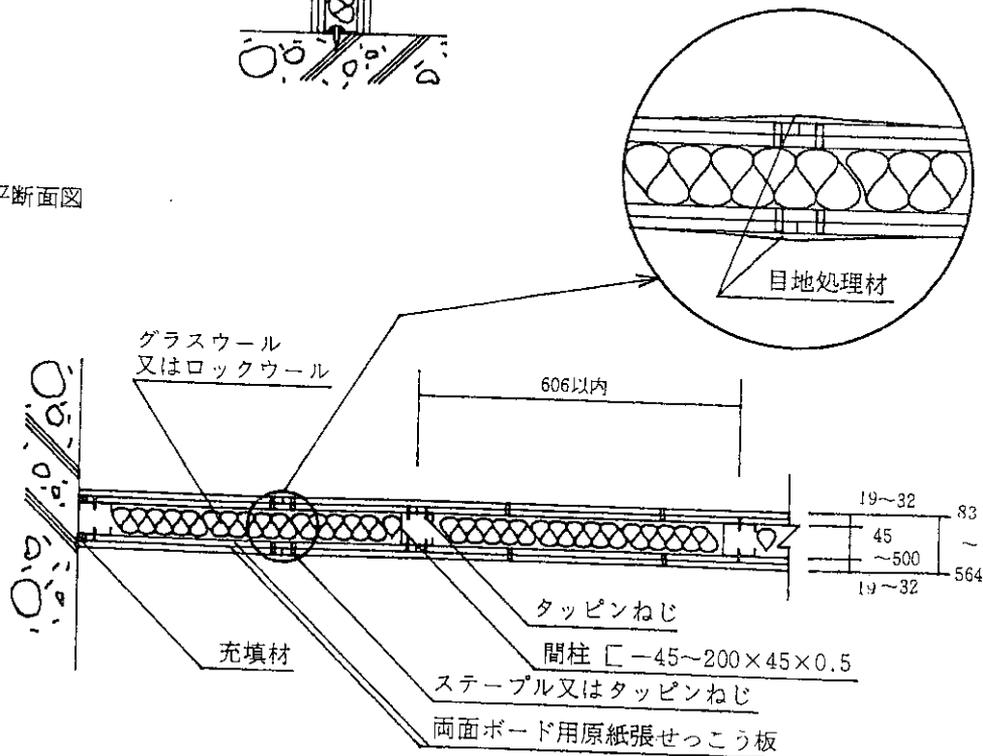
詳細水平断面図



(2) グラスウール等を充填する場合
垂直断面図



詳細水平断面図



4. 材料等説明

(1) 主構成材料

①表面材

両面ボード用原紙張せっこう板（以下 せっこう板と称す）

規 格

準不燃（個） 第 2824号

不 燃（個） 第 11499号

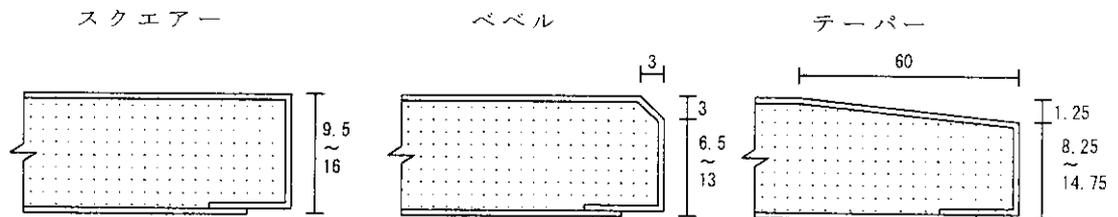
J I S A 6901

寸法（mm）

厚さ 9.5、12.5、15、16（許容差±0.5）

大きさ	最大	1210	+0 -3	×4500	+3 -0
	標準	910	+0 -3	×1820	+3 -0

端部の形状



かさ比重 0.63±0.06以上

含水率 3.0%以下

②上部、下部ランナー

J I S A 6517、J I S G 3302に規定する防錆処理したもの。

□-25~500×35~75×0.5mm以上

③間柱

J I S A 6517、J I S G 3302に規定する防錆処理したもの。

□-45~500×45~75×0.5mm以上

□-40~500×25~50×0.5mm以上

④グラスウール、ロックウール

グラスウール：不燃第1031号、J I S A 6301、A 9504
(24K 厚さ50mm)

ロックウール：不燃第1022号、J I S A 6301、A 9504
(24K 厚さ50mm)

⑤数目板

せっこう板、せっこうボード、けい酸カルシウム板、グラスウール板・ロックウール板
(80K以上の高密度品) 厚さ5mm以上×幅50mm以上

(2) 副構成材料

①ランナー固定ピン

コンクリート釘 4.0φ×30mm以上

バッファーピン 3.2φ×20mm以上

② タッピンねじ

J I S B 1 1 2 2、B 1 1 2 5に規定する防錆処理したもの。

3.5φ×20mm以上

③ ステープル：防錆処理したもの。

幅4mm以上×長さ16mm以上

④ 接着剤

酢酸ビニル系、合成ゴム系、せっこう系又は、同等以上の性能を有するもの。

⑤ 目地等処理材

J I S A 6 9 1 4に適合するもの又は、同等以上の性能を有するもの。

⑥ 充填材

(イ) ジョイントコンパウンド : せっこう系、炭カル系

(ロ) ロックウールモルタル : 不燃第1023号

ロックウール60～85%、セメント15～40%

密度 0.2g/cm³以上

(ハ) ロックウール : 不燃第1022号、J I S A 9 5 0 4

比重 0.10～0.16

充填密度 150kg/m³

(ニ) シーリング材 : アクリル系、ウレタン系、ポリサルファイド系、シリコン系、酢酸ビニル系

5. 標準仕様（施工仕様）

(1) 墨出し及び上下ランナーの取り付け

間仕切壁を設置する所定の位置に、墨出しを行う。

墨出し線に合わせて、コンクリート下地にはランナー固定ピンにて、鋼製下地にはランナー受けピース等を介してタッピンねじ又は溶接等にて、それぞれ約900mm以内のピッチで、上部・下部ランナーを取付ける。

(2) 間柱の取付け

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断された間柱を千鳥配置の場合は約303mm以内の間隔で、共通又はダブルスタッドの場合は606mm以内の間隔で取付ける。

(3) 敷目板の取付け

敷目板を使用する場合はあらかじめ幅約50mmに切断した敷目板をスタッドに仮留めする。

(4) 下張せっこう板の取付け

下張せっこう板は、縦又は横張にして、3.5φ×20mm以上のタッピンねじで、間隔約606mm以内に、固定して取付ける。

(5) グラスウール等の充填

グラスウール等を充填する場合は、片面の下張せっこう板の取付け後、中空部にグラスウール等を充填し、反対側の下張せっこう板を取付ける。

(6) 上張せっこう板の取付け

上張せっこう板は、縦又は横張にして、下張せっこう板と目地部が重ならないようにして、3.5φ×28mm以上のタッピンねじで、606mm以内の間隔に留付ける。

ステープルのみで留付ける場合は、接着剤を点付けしステープル等で留付ける。ステ

ーブルの留付間隔は約300mm以内とする。

(7) 目地部及び取合い部等の処理

(イ) 目地部を化粧目地とする場合は隙間の出ないように突付張りのままとする。

(ロ) 大壁にする場合は、目地部を目地等処理材にて平滑に仕上げる。

(ハ) 釘、タッピンねじ、ステーブルなどの留付部は、目地等処理材にて平滑に仕上げる。

(ニ) 取合部は隙間のないように充填材にて充填する。

(ホ) 伸縮可動を目的とした目地及び取合部には、充填材(ロックウール等)を 150 kg/m^3 程度に隙間の無いように充填する。

(8) 表面仕上げ

目地処理等の表面処理終了後、防火上支障のない塗装、クロス張、吹付け等にて仕上げる。

6. 留意事項

(1) せっこう板は、雨、湿気等の影響を受けないように平坦な場所に保管する。

(2) せっこう板は、角や接着面に過度な衝撃を与えたり、表面に傷をつけないように運搬、施工する。

7. 付帯条件 なし

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。